横福障 第 474 号 横福指 第 324 号 令和 2 年(2020 年) 3 月 13 日

市内就労移行支援事業所 市内就労継続A型事業所 市内就労継続B型事業所

管理者 様

横須賀市福祉部障害福祉課長

新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等 について(通知)

日頃から本市の障害福祉行政にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について (第3報)」(令和2年3月9日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉 課事務連絡)を受け、横須賀市の就労継続支援に係る取扱いをお知らせいたします。

今回の取扱いは、新型コロナウイルス感染拡大に伴う本市の例外的な取扱いです。また、事業所の支援が適切に実施されていないと判断できる場合は、後日給付費の返還を求めることがありますので、ご注意ください。

記

1. 対象者

在宅での就労継続支援の利用を希望し、事業所も必要と判断した利用者

2. 期間

令和2年3月1日から3月31日まで ※取扱いを延長する場合は、再度通知いたします。

3. 在宅でのサービス利用の要件

別紙「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について(平成19年4月2日付け障障発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)(抄)の5(3)①に記載された要件のうち、イからキまでを満たすこと。ただし、<u>オ及びカ</u>については、電話またはテレビ電話等により直接利用者と会話する方法によっても差し支えない。

なお、具体的な訓練状況と支援状況についての記録を作成し、本市が求めた場合には提供できるようにしてください。

4. 留意事項

- (1) 新型コロナウイルスへの対応として在宅でのサービス利用を行った場合は、4月11日までに、事業所番号、事業所名、受給者番号、氏名、サービス種別を記載し、管理者又は事業者代表者が記名・押印した一覧表(様式任意)を市内利用者の実績記録票の写しとともに障害福祉課にご提出ください。
- (2) パソコンやアプリケーションソフトなど在宅でのサービスの利用するものは、原則として、事業所が貸し出してください。利用にあたっては、情報セキュリティー対策に万全を期してください。
- (3) 他市町村が支給決定した利用者については、当該市町村に在宅でのサービス利用の可否を確認してください。

事務担当は、横須賀市福祉部障害福祉課就労支援係 電話 046-822-9837 横須賀市福祉部障害福祉課給付係 電話 046-822-9488 横須賀市福祉部指導監査課指導監査第3係 電話 046-822-8411 (参考) 就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について(平成19 年4月2日付け障障発第0402001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知) (抄)

- 5 指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所で行われる支援にかかる所定単位数の算定について 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及 び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項 について(平成18 年10 月31 日付け障発第1031001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通 知)」の第二の1の(4)の取扱いについては次のとおりであるのでご留意願いたい。
- (1) · (2) (略)
- (3) 在宅において利用する場合の支援について
- ① 就労移行支援事業所又は就労継続支援事業所において、通所利用が困難で、在宅による支援がやむを得ないと市町村が判断した利用者(以下「在宅利用者」という。)に対して就労移行支援又は就労継続支援を提供するにあたり、次のアからキまでの要件のいずれにも該当する場合に限り、報酬を算定する。

なお、在宅で就労移行支援又は就労継続支援を提供する場合には、運営規程において、在宅で実施する訓練及び支援内容を明記しておくとともに、在宅で実施した訓練及び支援内容並びに訓練及び支援状況を指定権者から求められた場合には提出できるようにしておくこと。その際、訓練状況(在宅利用者が実際に訓練している状況)及び支援状況(在宅利用者に訓練課題にかかる説明や質疑への対応、健康管理や求職活動に係る助言等)については、本人の同意を得るなど適切な手続きを経た上で、音声データ、動画ファイル又は静止画像等をセキュリティーが施された状態で保存し、指定権者から求められた場合には個人情報に配慮した上で、提出できるようにしておくことが望ましい。

- ア 通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに生産活動 その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な 支援が行われるとともに、常に在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューが確保されていること。
- イ 在宅利用者の支援にあたり、1日2回は連絡、助言又は進捗状況の確認等のその他の支援が行われ、日報が作成されていること。また、作業活動、訓練等の内容又は在宅利用者の希望等に応じ、 1日2回を超えた対応も行うこと。
- ウ 緊急時の対応ができること。
- エ 在宅利用者が作業活動、訓練等を行う上で疑義が生じた際の照会等に対し、随時、訪問や連絡による必要な支援が提供できる体制を確保すること。
- オ 事業所職員による訪問又は在宅利用者による通所により評価等を一週間につき1回は 行うこと。
- カ 在宅利用者については、原則として月の利用日数のうち1日は事業所に通所し、事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。

また、事業所はその通所のための支援体制を確保すること。

- キ オが通所により行われ、あわせて力の評価等も行われた場合、力による通所に置き換えて差し支
- ② 離島等(注)に居住している在宅利用者に対して、就労移行支援又は就労継続支援を提供する場合には、①のオ及びカを次のア及びイとすることができる。
- ア 事業所職員による訪問、在宅利用者による通所又は電話・パソコン等のICT機器の活用により、評価等を1 週間につき1回は行うこと。
- イ 在宅利用者については、原則として月の利用日数のうち1日は事業所職員による訪問又は在宅利用者による通所により、在宅利用者の居宅又は事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。
- (注) (略)_